

令和4年3月23日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松茂人
(公印省略)

障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、濃厚接触者となった医療従事者については、緊急的な対応として、ワクチンを追加接種済みである等の要件を満たす限りにおいて、医療に従事することが可能であることが「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年3月16日一部改正）において示されております。

今般、厚生労働省より、医療従事者に対する対応を参考に、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設をいう。以下同じ。）及び従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に限る。以下同じ。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者等に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となったこれらの施設・事業所の従事者が下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、支援に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱も可能とする旨の事務連絡が別添の通り発出された旨、日本医師会より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

【要件】（注意事項は別添資料参照）

- ① 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設・事業所の従事者であること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
 - ・ 従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所
 - ② 他の従事者による代替が困難な従事者であること。
 - ③ 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
 - ④ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。
 - ⑤ 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
 - ⑥ 障害者支援施設等については、感染制御・業務継続支援チーム等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
 - ・ 当該従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・ 当該従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）
- （※）障害児通所支援事業所については、①から⑤までの要件を満たすことで本事務連絡の取扱を行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者による代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp